

京都市訓令甲第 3 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表子どもはぐくみ室長の項第12号中「子どものための教育・保育給付の支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

別表子どもはぐくみ課長の項第4号を削り、同項第5号中「よる」の右に「教育・保育給付認定及び」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号から同項第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)